

広告掲載者募集要項

茨木市社会福祉協議会では、次のとおり、本会の広告媒体に広告を掲載する事業者等を募集します。

の概要 広告媒体	名称	茨木市社会福祉協議会ホームページ
	担当課	総務課
掲載広告について	掲載位置	茨木市社会福祉協議会ホームページトップページの本会が指定した位置とする。※ホームページの全ページをSSL化済み
	規格等	(1)縦 75 ピクセル (2)横 225 ピクセル (3)10KB 以内 (4)GIF 形式の静止画 (GIF アニメーション可) ※「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。 ※アニメーション等で変化をつける場合は、5 秒以内でなければならない。また、1 秒間に 3 回以上のせん光・点滅はさせてはならない。
	枠数	最大 20 枠 ※残枠数による。
	広告掲載料	(1) 6 か月 45,000 円(税込) (2) 12 か月 60,000 円(税込) ※賛助・組織構成会員は、上記の金額より 2 割り引くものとする
	広告掲載の範囲	茨木市社会福祉協議会広告事業実施要綱第 3 各号及び茨木市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取り扱い運用基準に抵触する広告は掲載できません。
	対象	広告掲載を希望する事業者のほか、広告代理店からの申込みを受け付けます。
申込について	申込方法	次の提出書類に必要事項を記入のうえ、下記の申込先に提出 ・申込書 (様式第 1 号) ・広告データ
	申込期間	随時 (掲載希望月 10 日前までに)
	広告掲載者の決定方法	社会福祉協議会で審査を行い、広告掲載を決定します
その他	広告データの提出方法	広告掲載を希望する事業者は、広告データ (出力見本を添えて) を電子データで提出。問題等があれば修正等を求めることがある
	広告データの提出期限	掲載希望開始月の前月 5 日まで
	広告掲載料の納付	掲載料は一括納付。本会から送付する納入通知書で別途指定する期日までに納付
	広告主の責務	掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負う。また、広告掲載後に広告主または広告内容に問題が生じ、再作成が必要となった場合は、広告主の責任及び負担において解決していただく

申込・問合せ

茨木市社会福祉協議会

〒567-0888 茨木市駅前四丁目7番55号

福祉文化会館4階

電話：072-627-0033

E-mail：ibaraki@ibaraki-csw.com